

最終保障供給約款 新旧対照表

2021年11月2日実施

最終保障供給約款 新旧対照表

現 行	備 考	改 定 後
<p>I 最終保障供給約款の適用</p> <p>3. 用語の定義</p> <p>(25)「4 1. 8 6 0 5メガジュール地区」… 標準熱量4 1. 8 6 0 5メガジュールのガスを供給する地区をいいます。</p> <p>(26)「4 2. 0メガジュール地区」… 標準熱量4 2. 0メガジュールのガスを供給する地区をいいます。</p> <p>(27)「需要場所」… ガスの供給を必要とする場所のうち、ガスの使用実態からみて一体として区分・把握し得る範囲をいいます。具体的には、1構内をなすものは1構内を、また、1建物をなすものは1建物を1需要場所といたしますが、以下の場合には、原則として次によって取り扱います。</p> <p>① マンション等1建物内に2以上の住戸がある住宅</p> <p>各1戸が独立した住居と認められる場合には、各1戸を1需要場所といたします。</p> <p>なお、「独立した住居と認められる場合」とは次の全ての条件に該当する場合をいいます。</p> <p>イ 各戸が独立的に区画されていること</p> <p>ロ 各戸の配管設備が相互に分離して設置されていること</p> <p>ハ 各戸が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること</p> <p>② 店舗、官公庁、工場その他</p> <p>1構内又は1建物に2以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を1需要場所といたします。</p> <p>③ 施設付住宅</p> <p>1建物にマンション等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合（施設付住宅とといいます。）には、住宅部分については①により、非住宅部分については②により取り扱います。</p> <p>(28)「ガス小売供給に係る無契約状態」… お客さまが5(1)のガス使用の申し込みを当社に行う直前にガス小売供給を受けていた契約がクーリング・オフや、ガス小売事業者の事業継続が事実上困難になった場合等の事由により解約されているにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態をいいます。</p> <p>なお、当社は、いずれのガス小売事業者とも託送供給契約が締結されていないにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態である場合（当社がお客さまとガス小売供給に係る契約を締結している場合を除く。）には、ガス小売供給に係る無契約状態と判断いたします。</p>	<p>追 加</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p>	<p>I 最終保障供給約款の適用</p> <p>3. 用語の定義</p> <p>(25)「別表第1-1供給区域」… 標準熱量4 3. 3メガジュールのガスを供給する区域をいいます。</p> <p>(26)「別表第1-2供給区域」… 標準熱量4 1. 8 6 0 5メガジュールのガスを供給する区域をいいます。</p> <p>(27)「別表第1-3供給区域」… 標準熱量4 2. 0メガジュールのガスを供給する区域をいいます。</p> <p>(28)「需要場所」… ガスの供給を必要とする場所のうち、ガスの使用実態からみて一体として区分・把握し得る範囲をいいます。具体的には、1構内をなすものは1構内を、また、1建物をなすものは1建物を1需要場所といたしますが、以下の場合には、原則として次によって取り扱います。</p> <p>① マンション等1建物内に2以上の住戸がある住宅</p> <p>各1戸が独立した住居と認められる場合には、各1戸を1需要場所といたします。</p> <p>なお、「独立した住居と認められる場合」とは次の全ての条件に該当する場合をいいます。</p> <p>イ 各戸が独立的に区画されていること</p> <p>ロ 各戸の配管設備が相互に分離して設置されていること</p> <p>ハ 各戸が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること</p> <p>② 店舗、官公庁、工場その他</p> <p>1構内又は1建物に2以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を1需要場所といたします。</p> <p>③ 施設付住宅</p> <p>1建物にマンション等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合（施設付住宅とといいます。）には、住宅部分については①により、非住宅部分については②により取り扱います。</p> <p>(29)「ガス小売供給に係る無契約状態」… お客さまが5(1)のガス使用の申し込みを当社に行う直前にガス小売供給を受けていた契約がクーリング・オフや、ガス小売事業者の事業継続が事実上困難になった場合等の事由により解約されているにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態をいいます。</p> <p>なお、当社は、いずれのガス小売事業者とも託送供給契約が締結されていないにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態である場合（当社がお客さまとガス小売供給に係る契約を締結している場合を除く。）には、ガス小売供給に係る無契約状態と判断いたします。</p>

現 行	備 考	改 定 後
<p>V 料金等</p> <p>2.3. 単位料金の調整</p> <p>別表第1-1供給区域</p> <p>(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表第6-1の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6-1の2(2)のとおりといたします。</p> <p>イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり) = 基準単位料金 + 0.068円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)</p> <p>ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり) = 基準単位料金 - 0.068円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)</p> <p>(備 考) 上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。</p> <p>別表第1-3供給区域</p> <p>(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表第6-3の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6-3の2(2)のとおりといたします。</p> <p>イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり) = 基準単位料金 + 0.084円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)</p> <p>ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり) = 基準単位料金 - 0.084円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)</p> <p>(備 考) 上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。</p> <p>VI 供給</p> <p>3.3. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性</p> <p>(2) 供給ガス</p>	<p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>追 加</p>	<p>V 料金等</p> <p>2.3. 単位料金の調整</p> <p>別表第1-1供給区域</p> <p>(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表第6-1の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6-1の2(2)のとおりといたします。</p> <p>イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり) = 基準単位料金 + 0.077円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)</p> <p>ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり) = 基準単位料金 - 0.077円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)</p> <p>(備 考) 上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。</p> <p>別表第1-3供給区域</p> <p>(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表第6-3の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6-3の2(2)のとおりといたします。</p> <p>イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり) = 基準単位料金 + 0.088円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)</p> <p>ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり) = 基準単位料金 - 0.088円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)</p> <p>(備 考) 上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。</p> <p>VI 供給</p> <p>3.3. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性</p> <p>(2) 供給ガス</p> <p>①供給ガス(別表第1-1供給区域に適用)</p> <p>供給ガスは、この燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は13Aですので、ガス器具は、13Aとされている器具が適合いたします。</p> <p>熱 量 標準熱量 …………… 43.3メガジュール</p>

現 行	備 考	改 定 後
<p>① 供給ガス（別表第1-1供給区域及び別表第1-2供給区域に適用） 供給ガスは、この燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は13Aですので、ガス器具は、13Aとされている器具が適合いたします。</p> <p>熱 量 標準熱量 …………… 41.8605メガジュール 最低熱量 …………… 40.6メガジュール</p> <p>圧 力 最高圧力 …………… 2.5キロパスカル 最低圧力 …………… 1.0キロパスカル</p> <p>燃焼性 最高燃焼速度 …………… 47 最低燃焼速度 …………… 35 最高ウォッペ指数 …………… 57.8 最低ウォッペ指数 …………… 52.7 ガスグループ …………… 13A 燃焼性の類別（旧呼称） …… 13A</p> <p>② 供給ガス（別表第1-3供給区域に適用） 供給ガスは、この燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は13Aですので、ガス器具は、13Aとされている器具が適合いたします。</p> <p>熱 量 標準熱量 …………… 42.0メガジュール 最低熱量 …………… 41.7メガジュール</p> <p>圧 力 最高圧力 …………… 2.5キロパスカル 最低圧力 …………… 1.0キロパスカル</p> <p>燃焼性 最高燃焼速度 …………… 47 最低燃焼速度 …………… 35 最高ウォッペ指数 …………… 57.8 最低ウォッペ指数 …………… 52.7 ガスグループ …………… 13A 燃焼性の類別（旧呼称） …… 13A</p>	<p>変 更</p> <p>変 更</p>	<p>最低熱量 …………… 42.2メガジュール</p> <p>圧 力 最高圧力 …………… 2.5キロパスカル 最低圧力 …………… 1.0キロパスカル</p> <p>燃焼性 最高燃焼速度 …………… 47 最低燃焼速度 …………… 35 最高ウォッペ指数 …………… 57.8 最低ウォッペ指数 …………… 52.7 ガスグループ …………… 13A 燃焼性の類別（旧呼称） …… 13A</p> <p>② 供給ガス（別表第1-2供給区域に適用） 供給ガスは、この燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は13Aですので、ガス器具は、13Aとされている器具が適合いたします。</p> <p>熱 量 標準熱量 …………… 41.8605メガジュール 最低熱量 …………… 40.6メガジュール</p> <p>圧 力 最高圧力 …………… 2.5キロパスカル 最低圧力 …………… 1.0キロパスカル</p> <p>燃焼性 最高燃焼速度 …………… 47 最低燃焼速度 …………… 35 最高ウォッペ指数 …………… 57.8 最低ウォッペ指数 …………… 52.7 ガスグループ …………… 13A 燃焼性の類別（旧呼称） …… 13A</p> <p>③供給ガス（別表第1-3供給区域に適用） 供給ガスは、この燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は13Aですので、ガス器具は、13Aとされている器具が適合いたします。</p> <p>熱 量 標準熱量 …………… 42.0メガジュール 最低熱量 …………… 41.7メガジュール</p> <p>圧 力 最高圧力 …………… 2.5キロパスカル 最低圧力 …………… 1.0キロパスカル</p> <p>燃焼性 最高燃焼速度 …………… 47 最低燃焼速度 …………… 35 最高ウォッペ指数 …………… 57.8 最低ウォッペ指数 …………… 52.7 ガスグループ …………… 13A 燃焼性の類別（旧呼称） …… 13A</p>

現 行	備 考	改 定 後												
<p>附則</p> <p>1. この最終保障供給約款の実施期日 この最終保障供給約款は、2019年10月1日から実施します。</p> <p>2. 本最終保障供給約款の実施に伴う切り替え措置 当社は2019年9月30日まで最終保障供給約款（以下「旧最終約款」といいます。）の適用があり、2019年10月1日以降本最終保障供給約款が適用されるお客様について、2019年10月1日が含まれる料金算定期間の料金は、旧最終約款に基づき料金を算定するものいたします。</p> <p>(別表第6) 適用する料金表 (別表6-1) 適用する料金表 (別表第1-1 供給区域に適用)</p> <p>1. 適用区分 料金表A 使用量が0立方メートルから25立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表B 使用量が25立方メートルを超え、350立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表C 使用量が350立方メートルを超える場合に適用いたします。</p> <p>3. 料金表A (消費税等相当額を含みます。) (2) 基準単位料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1立方メートルにつき</td> <td style="width: 30%;">123.02円</td> </tr> </table> <p>4. 料金表B (消費税等相当額を含みます。) (2) 基準単位料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1立方メートルにつき</td> <td style="width: 30%;">107.70円</td> </tr> </table> <p>5. 料金表C (消費税等相当額を含みます。) (2) 基準単位料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1立方メートルにつき</td> <td style="width: 30%;">96.29円</td> </tr> </table>	1立方メートルにつき	123.02円	1立方メートルにつき	107.70円	1立方メートルにつき	96.29円	<p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p>	<p>附則</p> <p>1. この最終保障供給約款の実施期日 この最終保障供給約款は、2021年11月2日から実施します。</p> <p>2. 本最終保障供給約款の実施に伴う切り替え措置 当社は、別表第1-1供給区域及び別表第1-3供給区域において、料金算定期間の末日が2021年11月2日から2021年11月30日に属する料金算定期間の早収料金は、この最終保障供給約款の変更前の最終保障供給約款に基づき算定致します。</p> <p>(別表第6) 適用する料金表 (別表6-1) 適用する料金表 (別表第1-1 供給区域に適用)</p> <p>1. 適用区分 料金表A 使用量が0立方メートルから24立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表B 使用量が24立方メートルを超え、338立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表C 使用量が338立方メートルを超える場合に適用いたします。</p> <p>3. 料金表A (消費税等相当額を含みます。) (2) 基準単位料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1立方メートルにつき</td> <td style="width: 30%;">127.23円</td> </tr> </table> <p>4. 料金表B (消費税等相当額を含みます。) (2) 基準単位料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1立方メートルにつき</td> <td style="width: 30%;">111.39円</td> </tr> </table> <p>5. 料金表C (消費税等相当額を含みます。) (2) 基準単位料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1立方メートルにつき</td> <td style="width: 30%;">99.59円</td> </tr> </table>	1立方メートルにつき	127.23円	1立方メートルにつき	111.39円	1立方メートルにつき	99.59円
1立方メートルにつき	123.02円													
1立方メートルにつき	107.70円													
1立方メートルにつき	96.29円													
1立方メートルにつき	127.23円													
1立方メートルにつき	111.39円													
1立方メートルにつき	99.59円													